

# 給与に関する届出書類の提出について

提出期限: 4月10日(木)

提出先: 人事課給与係

提出書類: 次の表に記載した書類を提出してください。  
各書式は、メール本文のリンク先より各自でダウンロードし、作成・提出してください。

※ 添付書類が揃わない場合は先に届だけでも提出し、必要な添付書類は追完してください。

人事課からのお知らせ及び各手当の概要等は、[ ]に保存しております。

A 全員提出	
<input type="checkbox"/> 通勤届  (裁判官のみ) <input type="checkbox"/> 通勤実態届	[添付書類] (i)交通機関利用者…定期券等写し (ICカード、利用履歴が印字されるカード等を利用している場合は、数日往復利用していることが確認できる履歴。紙の回数券の場合は、複数枚の写し) (ii)交通用具利用者…①経路図 (地図(手書き不可)のコピーに、実際に通勤に利用している経路及び駐輪(車)場の位置等を朱書したもの) ②駐輪(車)場等の利用が確認できるもの(領収書等、写し可) (iii)併用者…(i)、(ii)の添付書類全て ※ 交通機関とは、電車、バス等をいい、交通用具とは、自転車、バイク、自動車等をいう。
B 該当者のみ提出	
<input type="checkbox"/> 住居届	該当例 ・異動に伴って転居され、新たに住居手当を申請する方 ・転居に伴い支給要件を喪失する方 ※指定職相当裁判官(判事・簡判4号以上)は支給対象外
<input type="checkbox"/> 住居手当疎明資料 (異動月の家賃支払を確認できる書面)	該当例 ・異動前と同じ住居に居住し、引き続き住居手当を受給される方 →住居届を提出する必要はありません。
<input type="checkbox"/> 単身赴任届	該当例 ・異動に伴い単身となられた方 ・従前から単身赴任手当を受給されている方
C 電子申請	
<input type="checkbox"/> 給与所得者の扶養控除等申告(電子申請)	<b>Point</b> 住所変更や扶養親族の変更など、提出済の内容に変更がある方は、年途中の申請をしてください。 ※リンク先の「05 給与所得者の扶養控除等(異動)申告について」≫マニュアル内の【年途中申告版】を参照

御不明な点は、京都地裁人事課給与係までお問い合わせください。

(内線 [ ] 又はダイヤル [ ])